

岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例

昭和44年8月18日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処分に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 岸和田市又は貝塚市（以下「関係市」という。）の区域内から生じ、搬入した一般廃棄物の処分についての手数料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、搬入した一般廃棄物の重量が70キログラム以下は1,000円とし、70キログラムを超える場合は、超える重量10キログラムにつき150円を1,000円に加算する。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を関係市から受けている者（以下「許可業者」という。）、その他規則で定めるところにより許可業者と同等以上の能力を有すると管理者が認める者が一般廃棄物を搬入する場合に適用する処分についての手数料は、一般廃棄物の重量10キログラムにつき110円とする。

3 前2項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(適用除外)

第3条 関係市が直営によって収集した廃棄物及び関係市が委託して収集した廃棄物の処分については、この条例は適用しない。

(手数料の減免)

第4条 管理者は、非常災害その他特別の事情があると認めるときは、第2条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年12月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月13日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月18日条例第2号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年11月20日条例第3号）

この条例は、昭和47年12月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日条例第1号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月24日条例第1号）

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後に搬入したごみの焼却処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入したごみの焼却処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合ごみ焼却処分手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入したごみの焼却処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入したごみの焼却処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月29日条例第1号）

1 この条例は、平成7年6月1日から施行する。

2 改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入した廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第1号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第1号）

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

2 改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入した廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第2号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第2号）

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入した廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月2日条例第1号）

- 1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入した廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入した廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、この条例の施行の日以後に搬入した一般廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した一般廃棄物の処分に係る手数料については、従前の例による。なお、平成32年4月1日から令和6年3月31日までの間は、同項中「150円」とあるのは「120円」とし、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間は、同項中「150円」とあるのは「140円」とする。

（一部改正〔令和3年8月13日条例第1号、令和4年8月2日条例第2号〕）

- 3 新条例第2条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日以後に搬入した一般廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した一般廃棄物の処分に係る手数料については、従前の例による。なお、平成32年4月1日から令和6年3月31日までの間は、同項中「110円」とあるのは「70円」とし、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間は、同項中「110円」とあるのは「90円」とする。

（一部改正〔令和3年8月13日条例第1号、令和4年8月2日条例第2号〕）